

公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」業務
監査委員会の設置及び運営に関する規程

規程第 33 号

2014 年 4 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という)定款
第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、社会福祉の援助を必要とする人々の生活
と権利を擁護するため、成年後見制度等権利擁護に関する業務の適正化を図る
ことを目的とする。

(設置と名称)

第 2 条 本会は、本会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」(以下「ぱあとなあ
北海道」という。)の業務の適正化を図るため、ぱあとなあ北海道とは別に本会
ぱあとなあ北海道の業務監査委員会(以下「本委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 3 条 本委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

(1) 会員 2 名

(2) 会員以外 3 名

2 委員は、本会会長が次のとおり、指名し、理事会に報告しなければならない。

(1) 前項第 1 号の会員は、理事の中から指名することとし、少なくとも 1 名
は、ぱあとなあ北海道に登録をし、後見活動の経験を有する者とするよ
う努める。ただし、ぱあとなあ北海道運営委員会に属する理事は除く。

(2) 第 1 項第 2 項の会員以外は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・
福祉関係者、当事者団体等とし、候補者の選出及び調整は、ぱあとなあ
北海道が行う。

(3) 会長は、前項の候補者が適当ではないと判断する場面は、ぱあとなあ北
海道に再選出を指示することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、1 回の再任を認める。

2 補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、委員の任期による。

(解任)

第5条 委員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(業務)

第6条 本委員会は、以下の各号の業務を行う。

(1) 本会ぱあとなあ北海道名簿登録規程(規程第26号)第9条に基づき、ぱあとなあ北海道が行った活動報告の点検及び活動実態の把握並びに必要な指導(以下、「活動点検」という。)に関する監査(以下、「監査」という。)

(2) その他監査に要する必要な事項

2 監査結果は、理事である者のいずれかの委員が直近の理事会において報告する。

3 前項の報告を受けた場合、理事会において総会に報告すべきか否かを協議し、必要に応じて本会総会で報告する。

(開催)

第7条 委員会は、概ね年1回程度ぱあとなあ北海道が行った活動点検終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

2 委員会の開催は、本会会長がぱあとなあ北海道の運営委員長からの活動点検終了の報告を受けた上で会議を招集する。

(委員以外の出席者)

第8条 本委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 前項の規定に関わらず本会事務局のぱあとなあ北海道の担当者は、活動点検の説明のため、出席するものとする。

(秘密保持義務)

第9条 本委員会委員及び出席者は、監査上知り得た個人情報に関する秘密を厳

守しなければならない。なお、その職を離れた後も同様とする。

2 ばあとなあ北海道及び本会事務局は、監査にあたっては被後見人及び当該会員が特定されることがないように配慮しなければならない。

(庶務)

第 10 条 本委員会に関する庶務は、本会の事務局で行う。

(報酬)

第 11 条 本委員会の委員の報酬は、別に定める。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 13 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1 この規程は、2014 年 4 月 26 日から施行する。